

新商品で補償ニーズに幅広く対応

風災、ひょう災、雪災の支払条件撤廃

宅建ファミリー共済

宅建ファミリー共済は7月1日、新たな保険商品として新住宅用賃貸総合補償保険「新ハトマーク補償」、拡大特約付新住宅用賃貸総合補償保険「新ハトマーク補償ワイド」、新事業用賃貸総合補償保険「新ハトマークテナント補償」の販売を開始した。賃貸住宅ならびに賃貸事務所や店舗を借用する顧客の補償ニーズに幅広く対応し、▽風災、ひょう災、雪災の損害額による支払条件の撤廃▽住宅内における入居者の死亡により、その賃貸住宅に汚損等の損害が発生した場合の特殊清掃費用の補償―など、内容を充実させた。同社の商品改定は2013年9月に孤独死に関わる補償を新設して以来、5年ぶりとなる。鶴田一貴取締役総企画室長は「顧客本位の業務運営方針にのっとり現行商品よりも分かりやすい補償内容とした。こうした取り組みを顧客の住生活の安心につなげたい。今後も顧客目線で考え、改革を推進していく」と考えを示している。

昨今の賃貸物件を取り巻く環境は大きく変化しており、家具付賃貸住宅の増加、付帯設備や収容される動産の高品質化などによって損害が多様化する一方、少子高齢化や核家族化の進展に伴う入居者の孤独死の事例が増加する傾向にある。

同社は、こうした環境の変化を踏まえ、補償をさらに充実させた保険商品を投入することを決

孤独死に関連する特殊清掃費用を標準補償に

条件を撤廃。現行の「ハトマーク補償」は20万円以上とトマーク補償」では風災、ひょう災、雪災の場合、住宅が直接破損し家財の損害が20万円以上と

め、社内プロジェクトである「商品等研究プロジェクト」に集められた契約者や代理店のニーズ、事故事例などの情報を商

品開発に生かし、「新ハトマーク補償」「新ハトマーク補償ワイド」「新ハトマークテナント補償」の3商品の発売に至った。

ら、盗難の場合のみは30万円を超える美術品・貴金属等も補償対象とし、1個または1組の損害の額が30万円を超える場合は30万円とみなすこととした。

さらに、窓ガラス・洗面台の修理費用に加え、便器・浴槽の不測かつ突発的な事故による修理費用も自己負担額なしで補償（1事故30万円限度）する。

孤独死に関連する補償としては、現行商品では、住宅内における入居者の死亡により、その賃貸住宅に汚損等の損害が発生した場合の特殊清掃費用と、遺品整理費用を特約で補償していたが、「新ハトマーク補償」では、現行商品で時価額としていた設備・備品等保険金を再調達価額での実損支払いとした。

また、「新ハトマーク補償」「新ハトマーク補償ワイド」は、現行商品で時価額としていた設備・備品等保険金を再調達価額での実損支払いとした。

また、「新ハトマーク補償」「新ハトマーク補償ワイド」は、現行商品で時価額としていた設備・備品等保険金を再調達価額での実損支払いとした。

00万円限度）の対象に住宅に備え付けの貸主所有の家財を追加した。

「新ハトマーク補償ワイド」は、「新ハトマーク補償」の内容に加え、特殊清掃費用の支払限度額を50万円に引き上げる他、入居者の死亡による賃貸借契約終了に伴う遺品整理費用を1事故50万円を限度として補償する。遺品整理費用は入居者が病院等の賃貸住宅外で亡くなった場合も補償する。

「新ハトマークテナント補償」は、現行商品で時価額としていた設備・備品等保険金を再調達価額での実損支払いとした。

また、「新ハトマーク補償」「新ハトマーク補償ワイド」と同様、風災、ひょう災、雪災の損害額による支払条件を撤廃し、現行商品で補償対

象外だった30万円を超える美術品・貴金属等の盗難損害を補償する（1個または1組の損害の額が30万円を超える場合は30万円とみなす）。

さらに、水災による床上浸水の補償を見直し、地盤面からの浸水高さ制限を撤廃した。現行商品では、地盤面から45センチを超える浸水があったときに、1事故につき設備・備品等補償保険金額の5%を支払うこととしていたが、新商品では、床上に浸水し、設備・備品等が損害を被った場合に設備・備品等補償保険金額の5%を支払う。

今年5月から、代理店へ新商品に関連するマニュアルなどを発送するとともに、新商品の内容などを説明するニュースを配信している。また、全国各地で集合研修会を開き、新商品に関する情報の周知徹底を図っている。大規模代理店には個別に従業員に対する研修を実施している。

宮田雄司第一業務部長は「現行商品に対する顧客、代理店からの要望などを新商品の内容に反映している。今後も、賃貸物件を取り巻く環境やニーズに対応した商品を提供していく」と話す。